

川崎市病院局規程第 28 号

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用
職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

川崎市病院事業管理者 伊 藤 大 輔

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度
任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第 1 条 川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程（平成 1 7 年川崎市病院
局規程第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専門医診療手当の部の次に次のように加える。

高 難 度 手 術 手 当	(1)	診 療 報 酬 点 数 並 び に 外 科 及 び 消 化 器 外 科 の 医 師 の 総 数	診 療 報 酬 の 算 定 方 法 （ 平 成 2 0 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 9 号 ） 別 表 第 1 第 2 章 第 1 0 部 の 通 則 第 2 3 号 に 規 定 する 外 科 医 療 確 保 特 別 加 算 の 算 定 額 に 1 0 0 分 3 0 を 乗 じ て 得 た 額 を 、 外 科 及 び 消 化 器 外 科 の 医 師 の 総 数 で 除 して 得 た 額 か ら 川 崎 市 病 院 局 企 業 職 員 初 任 給 調 整 手 当 支 給 規 程 （ 平 成 1 7 年 川 崎 市 病 院 局 規 程 第 2 7 号 ） 第 4 条 第 3 項 に	川崎市立川崎病院の外科及 び消化器外科に所属する医師 が、長時間かつ高難度な手術 （診療報酬の算定方法別表第 1 第 2 章 第 1 0 部の通則第 2 3 号に規定する手術をいう。 以下同じ。）を行ったとき（ 対象医師が長時間かつ高難度 な手術を行い、又はこれらの 手術に関連する業務に従事し た日が 1 月について 1 0 日に 満たないときを除く。）。 ）
------------------------	-------	---	---	---

			規定する加算額を 控除した額（1,000 円未満の端数が生 じた場合にはこれ を1,000円とする。 ）	
	(2)	診療報酬点数並びに外科及び消化器外科の医師の総数	診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部の通則第23号に規定する外科医療確保特別加算の算定額に1。 00分30を乗じて得た額を、外科及び消化器外科の医師の総数で除して得た額から5,000円を控除した額（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを1,000円とする。）	(1)に掲げる診療科に所属する医師と同程度の長時間かつ高度な手術を実施したと管理者が認めた医師（川崎市立川崎病院に所属する者に限る。）

別表第2に次の1号を加える。

(14) 高難度手術手当

(川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 専門医診療手当の部の次に次のように加える。

高 難 度 手 術 手 当	(1)	診 療 報 酬 点 数 並 び に 外 科 及 び 消 化 器 外 科 の 医 師 の 総 数	診 療 報 酬 の 算 定 方 法 （ 平 成 2 0 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 9 号 ） 別 表 第 1 第 2 章 第 1 0 部 の 通 則 第 2 3 号 に 規 定 する 外 科 医 療 確 保 特 別 加 算 の 算 定 額 に 1 0 0 分 3 0 を 乗 じ て 得 た 額 を 、 外 科 及 び 消 化 器 外 科 の 医 師 の 総 数 で 除 し て 得 た 額 か ら 第 4 条 第 3 項 に 規 定 する 加 算 額 を 控 除 し た 額 （ 1,000 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た 場 合 に は こ れ を 1,000円 と する。 ）	川崎市立川崎病院の外科及 び消化器外科に所属する医師 が、長時間かつ高難度な手術 （診療報酬の算定方法別表第 1 第 2 章 第 1 0 部 の 通 則 第 2 3 号 に 規 定 する 手 術 を い う。 以下同じ。）を行ったとき（ 対象医師が長時間かつ高難度 な手術を行い、又はこれらの 手術に関連する業務に従事し た日が1月について10日に 満たないときを除く。）。 ）
	(2)	診 療 報	診 療 報 酬 の 算 定	(1) に 掲 げる 診 療 科 に 所

		酬点数並 びに外科 及び消化 器外科の 医師の総 数	方法別表第1第2 章第10部の通則 第23号に規定す る外科医療確保特 別加算の算定額に 100分30を乗 じて得た額を、外 科及び消化器外科 の医師の総数で除 して得た額から 5,000円を控除した 額（1,000円未満の 端数が生じた場合 にはこれを1,000円 とする。）	属する医師と同程度の長時間 かつ高度な手術を実施したと 管理者が認めた医師（川崎市 立川崎病院に所属する者に限 る。）
--	--	---	---	---

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。